

印刷用書体の法的保護に関する研究

田中 青空

日本では現在、書体（タイプフェイス）を明文化して保護する法律が存在しない。

本研究は、書体（タイプフェイス）の保護に関する議論を再検討し、書体の保護の適切な在り方を考えることを目的とする。書体が適切に保護されることによって、模倣等の問題の解決や、権利関係・保護期間の明確化、開発に対するインセンティブの付与を図ることができ、書体の開発の促進、印刷文化の発展に寄与できると考える。

本研究では最初に、書体の保護を考え得る著作権法、不正競争防止法、不法行為法、意匠法についてそれぞれ概要を示す。次に、それぞれの法律における書体の保護に関する判例と議論を取り上げ、書体の持つ特殊性を踏まえながら、保護の適切な在り方を考える。

著作権法による保護においては、独創性及び美的特性が要求される、文字そのものに対する権利の独占に繋がる、変形が容易であるために、保護範囲を広範にする必要がある、書体の利用者の自由を制限することに繋がるという問題点が挙げられる。最初の 3 点に関しては解決が図れたが、最後の点から著作権法による保護は適切でないと結論した。

不正競争防止法による保護においては、商品表示としての保護が認められたモリサワタイプフェイス事件の事例を取り上げ、周知性を備えない書体の保護が難しいという問題点を明らかにした。

民法 709 条に規定される不法行為法による保護においては、完全な模倣の場合に不法行為が成立し得るとした事例である写植文字盤用書体事件、自由競争を逸脱した営業妨害行為の場合には不法行為が成立し得るとした事例であるディスプレイフォント事件を取り上げ、成否の判断基準が不明確であるという問題点を明らかにした。

最後に、法律上の保護を明確にすることによって、問題を未然に防ぐ、問題の解決を速やかにするという効果を期待したいと考え、書体の保護を明文化している韓国のデザイン保護法の事例を参考に、独自立法の可能性を提示した。

書体の法律上の保護によって、書体の開発がより活発に行われ、グラフィック・デザインの可能性が広がっていくことが望ましい。

(指導教員 村井麻衣子)